

平成31年度事業計画（石川支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>1. 現金給付の適正化の推進</p> <p>(1) 現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請や報酬支払が疑われる申請について重点的に審査を行うとともに、不正の疑いのある事案については、適正化プロジェクト会議にて支給の可否を審議したうえで、必要に応じて事業主への立入検査を実施する。</p> <p>(2) 傷病手当金と障害年金、休業補償給付等の併給調整については、会計検査院からの指摘も踏まえ、日本年金機構からの情報提供等をもとに「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に基づく対象者リストの確認や、申請書の労災確認項目の内容をもとに「傷病手当金審査手順書」に基づく確認を行い、漏れなく処理を行う。</p> <p>2. 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>(1) システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進し、点検員のスキルアップを目指す。</p> <p>(2) 内容点検については行動計画に基づき、点検効果額のさらなる向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再審査請求結果を分析し重点情報の共有化及び点検の効率化 ・自動点検等システムを活用した効果的なレセプト点検 ・点検員のスキルアップ（医学的観点での点検強化） ・高額なレセプト（DPC）についての重点的な点検 ・職員による進捗管理等のマネジメント強化 ・KPIを意識した支払基金との連携強化（基金連絡会における情報提供による支払基金の査定効果学の向上） <p>(3) 資格点検については医療機関照会を着実に実施しスケジュールに基づき債権回収を意識した点検を速やかに行う。</p> <p>(4) 外傷点検については、負傷原因届未提出者に対して定期的に再照会を行い効果額の向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■ K P I 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率【対前年度以上】</p> </div> <p>3. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <p>(1) 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、適正受診を促す観点から、加</p>

入者に対する文書照会を行う。

(2) 照会時に正しい利用等に関する制度についてのチラシを同封し、加入者等への周知を図る。

(3) いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する審査強化のため、柔道整復審査会において効果的な施策を協議し、必要に応じて加入者及び施術者に対して照会等を実施する。

■ K P I 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合
【対前年度以下】

4. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化

受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意書の確認を徹底する等審査を強化し、必要に応じて加入者及び施術者に対して照会等を実施する。

5. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

(1) 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する文書催告及び保険証の回収不能届を活用した電話催告を行うとともに、保険証未回収者に対する文書や電話による再催告を実施して保険証の回収を強化する。

(2) 「保険証回収の徹底」及び「退職後における保険証使用の防止」を啓発するため、保険証未回収率が高く無資格返納金債権が多く発生する事業所を中心に、文書および電話によるこまめな周知を実施して債権発生抑制につなげる。

(3) 債権調定から法的手続きまでのサイクルの短縮化を検討し、発生した債権の早期回収に取り組む。

(4) 債権回収計画に基づいた保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

(5) 一定基準を超えた悪質債務者に対し、原則法的措置の実施を行う。

■ K P I 1. 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率【96.3%以上】
2. 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率【対前年度以上】
3. 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合【対前年度以下】

6. サービス水準の向上

- (1) お客様満足度の調査結果やお客様の声をもとに「お客様満足度向上・業務改善プロジェクト」会議等を通じて、具体的な対策を検討・実施することにより加入者サービス水準の更なる向上を図る。
- (2) 傷病手当金等サービススタンダード対象の現金給付については、申請受付から支給までの進捗状況を適切に管理して10営業日以内の支払いを遵守する。
- (3) 郵送申請書における記載不備減少に向け、申請方法や記入例等についてホームページやメールマガジン等広報媒体を活用して周知を行う。
- (4) 任意継続資格取得届の郵送受付を推進するため、申請が多い事業所に対し広報を実施する。
- (5) 効率的な事務処理実現のため、担当部署内の業務手法・業務配分の見直しを行う。

■ K P I 1. サービススタンダードの達成状況【100%】
2. 現金給付等の申請に係る郵送化率【94.6%以上】

7. 限度額適用認定証の利用促進

- (1) 加入者および事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる周知を行う。
- (2) 医療機関への訪問、チラシやポスターの配布、文書案内等において限度額適用認定証使用を推進し、既に申請書設置済の医療機関との更なる連携強化を図るとともに、限度額適用認定セット未設置の医療機関への働きかけを継続して実施する。

■ K P I 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合【85.0%以上】

8. 被扶養者資格の再確認の徹底

- (1) 未提出事業所への勧奨を行うとともに、日本年金機構との連携により未送達事業所住所を調査のうえ再発送を実施することにより確認対象事業所からの回収率を高める。
- (2) 前年度の期限内未提出事業所に対し早期提出を促す通知を実施することにより未提出勧奨件数の削減を図る。
- (3) 社会保険労務士会への扶養者再確認業務についての協力を依頼し早期提出を促進する。

■ K P I 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率【93.4%以上】

9. オンライン資格確認の利用率向上

現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、導入している医療機関に対して、聞き取りなどから問題点を抽出し、利用率向上に向けて取り組む。

■ K P I 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率【50.0%以上】

2. 戦略的保険者機能関係

1. 事業目的及び目標達成を目指した多様なデータ活用

(1) 健康づくり事業

- ・ 事業所及び加入者へ健康リテラシーの動機づけを目的とした事業所カルテの提供拡大
- ・ 健康リテラシーの動機づけを促進するため事業所カルテの提供項目を拡大
- ・ 健康宣言事業所の医療費、健診結果データの変化を測定し検証
- ・ 電話勧奨委託事業（健康宣言事業、健康保険委員委嘱事業）にかかる勧奨結果の要因分析

(2) 保健事業

- ・ 被保険者の健康常態を補足するため、健診結果データの縦覧分析事業の検討に着手
- ・ 集団健診の受診率向上に資する受診勧奨結果に基づく受診者の動態と未受診者の環境要件の属性分析

(3) 適正化事業

- ・ ジェネリック医薬品の切替え案内にかかる対象医薬品の処方状況分析
- ・ 医療費適正化施策に資する市町別医療費の分析

(4) 重症化予防事業

- ・ 糖尿病性腎症透析回避事業にかかる保健指導介入者の検査値分析
- ・ 受診率向上に資する簡易歯科検査後の陽性反応者の歯科受療動態の状況分析
- ・ 歯科医療費と医療費の相関性にかかる金沢大学との共同研究

2. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な推進

(1) 健診受診率の向上

①生活習慣病予防健診受診率の向上

- ・ 新規適用事業所、新規任意継続保険加入者への受診勧奨
- ・ 新規健診機関との委託契約
- ・ 事業所訪問による切替え勧奨

②事業者健診データ取得による健診受診率の向上

- ・ 外部委託業者によるデータ取得勧奨
- ・ 健診結果データの早期提供事業の推進

③被扶養者の健診受診率の向上

- ・自治体が主催する集団総合健診へ勧奨による受診誘導
- ・自治体と連携した支部独自集団健診へ受診誘導
- ・加入者への直接的架電による受診勧奨

- K P I
1. 生活習慣病予防健診受診率【55.0%以上】
 2. 事業者健診データ取得率【12.6%以上】
 3. 被扶養者の特定健診受診率【31.2%以上】

【参考値】	被保険者（40歳以上）受診対象者数：186,584人	生活習慣病予防健診受診見込者数：102,535人
	被扶養者（40歳以上）受診対象者数：44,897人	事業者健診データ取得見込者数：23,500人 特定健診受診見込者数：14,011人

(2) 特定保健指導効果の拡大

①特定保健指導の実施率の向上

○被保険者を対象にした支部保健師等の活動

- ・支部内研修及び検討会で継続率（実施率）を高めるための事例検討
- ・平成30年からの制度見直し（モデル実施及び動機付け支援相当）への対応

○被保険者を対象にした委託機関保健師等の活動

- ・委託機関の実績（昨年度実施件数）に応じた支部保健師による個別訪問サポートの実施
- ・健診当日に特定保健指導の階層化が可能でありながらも、過去実績がない委託機関と連携した支部保健師による特定保健指導の利用勧奨の検討及び実施

○被扶養者を対象にした委託機関保健師等の活動

- ・支部集団健診会場で、集団健診の委託機関と連携した特定保健指導の利用勧奨（特定保健指導は委託機関の保健師等が行う）の実施
- ・集団健診会場で、特定保健指導を委託している市町保健師等による特定保健指導の利用勧奨（特定保健指導は市町の保健師等が行う）の実施

②健診結果の翌年度改善率の向上

○支部保健師等の活動

- ・支部内研修及び検討会でメタボ改善率の向上及びリバウンドを予防するための事例検討

■KPI 特定保健指導の実施率【19.2%以上】

【参考値】	被保険者特定保健指導対象見込者数：25,459人	協会保健師実施見込者数：2,860人（11.2%）
	被扶養者特定保健指導対象見込者数：1,205人	委託機関実施見込者数：2,179人（8.6%） 実施見込者数75人（6.2%）

(3) 未治療者への重症化予防施策の深耕と推進

①未治療者の勧奨受診率の向上

- ・訴求力のある周知文書による受診勧奨
- ・自治体及び関係機関と連携した受診勧奨
- ・事業所と連携した受診勧奨

②健康宣言事業所への簡易歯科検査による重症化予防

- ・健康宣言事業所を中心に、健康づくり支援の一環として検査機会の提供
- ・レセプトデータに基づき、陽性反応者、要受診勧奨者への再勧奨による受診率の向上

③糖尿病性腎症による重症化予防

- ・医療機関（糖尿病専門医等）と連携した、糖尿病性腎症（3～4期）で治療中かつ行動変容困難な者に対する生活改善サポートの実施

■KPI 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合【12.0%以上】

【参考値】	未治療者に対する受診勧奨実施予定人数：4,334人
-------	---------------------------

(4) コラボヘルス（健康づくりの協同）の推進

①健康宣言事業所の拡大を推進

- ・健康宣言リーフレット、各種広報媒体による委嘱勧奨
- ・文書勧奨と外部委託による電話をセットにした委嘱勧奨

②健康宣言事業所の活動支援を拡大

- ・健康無関心層へのモチベーションアップ事業（私の健康宣言）
- ・支部で独自に契約した業者による健康出前講座の提供
- ・事業所カルテの提供による健康度の見える化
- ・健康宣言事業所あての広報媒体を活用した他事業所の事例紹介
- ・事業所の健康づくりの取組を支援する先行取組一覧メニューのリニューアル
- ・石川県の健康促進事業との連携・協同化

③健康宣言の付加価値拡大を推進

- ・経済産業省、石川県の認定表彰制度へのエントリーを後押しする誘導案内
- ・認定、表彰制度への申請に向けた説明会の実施、申請書提出支援

3. ヘルスリテラシー（健康情報の提供や理解）の促進

(1) 電子媒体の飛躍的拡充（アナログからデジタルへの転換）

- ・加入者ニーズに基づく健康増進情報（お役立ち情報、自治体や関連団体をはじめとする健康イベント案内、健康管理アプリ紹介）の提供
- ・電子広報媒体の更なる定着に向け、各種広報媒体を活用しホームページへ誘導しアクセス数の拡大、及びメールマガジン新規登録者を拡大

(2) 健康保険委員の委嘱拡大と戦力化

- ・大規模事業所、新規適用事業所、健康保険組合からの編入事業所をはじめとする文書、電話勧奨
- ・未委嘱事業所が魅力を感じるサービス種類の拡充（広報誌、事務手続き、従業員向けしおり、研修会）
- ・健康づくりに主眼に置いた健康保険委員自身の協働意識の高揚に向けた情報提供

- | |
|--|
| <p>■ K P I</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広報活動における加入者理解率の平均【対前年度以上】 2. 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所割合【60%以上】 |
|--|

4. 医療費適正化リテラシーの促進

(1) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・小松市内薬局（小松市との共同事業）及び事業所経由でのお薬手帳カバーの配布
- ・特定要件に基づく支部独自のジェネリック医薬品の切替え案内
- ・医療機関、薬局への訪問による使用促進協力依頼
- ・外皮用薬に着目した保険薬局でのリーフレットの配布
- ・使用割合が低い市町加入者に対する意識調査及び理解促進に向けた啓発

(2) かかりつけ医・薬局の普及推進

- ・軽症時の診療所初診やかかりつけ医・薬局の大切さにかかる啓発
- ・かかりつけ薬局の普及を通じた残薬管理に向けた啓発

(3) 医療の適正受領を普及

- ・時間外・休日・深夜加算発生の仕組みの認知向上に向けた時間内受診の啓発

■ K P I ジェネリック医薬品の使用割合【78.7%】

5. 医療給付費の適正化に関わる関係審議等での意見発信

(1) 医療計画推進協議会での意見発信

- ・医療計画の計画的な推進や議論に資する方向で意見発信
- ・病床数の転換という論点だけでなく、医療と介護という包括的な環境整備の観点から意見発信

(2) 関係団体協議会等での意見発信

- ・石川県主催協議会、審議会における意見発信
- ・市町自治体協議会、連絡会における意見発信
- ・保険者協議会における意見発信及び協同事業の働きかけ

(3) 関係団体との協同事業を通じ地域への影響力を拡大

- ・石川県との健康づくり協同事業の推進
- ・市町自治体及との健康づくり共同事業の推進
- ・石川県医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との適正化共同事業の推進

■ K P I 1. 他の被用者保険者との連携を含めた地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率【100%】
2. 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信

3. 組織・運営体制関係

1. 職員が働きがいを感じる組織運営の醸成

- (1) 役割と責任を明確にした事業完結型業務分担とチームマネジメントが両立する組織運営
- (2) グループ主体で開催する課題解決型会議体の推進
- (3) 同一職種の長期滞留を回避するジョブローテーションの推進
- (4) 根拠と納得性に基づく公正な評価制度の運用
- (5) 担当職務の専門的能力向上に資する支部独自研修の計画と運用
- (6) 笑顔あふれる職場を目指し、無償の善意、気配り、奉仕等を称賛し、評する支部表彰制度を創設

2. コンプライアンスを遵守する組織風土の定着

- (1) 本部が提示する支部研修の完全履行
- (2) 各種委員会の開催と指示、指導事項の完全履行と徹底
- (3) ルールを体内化するために実効性のある月次、半期自主点検の実施

3. 効率性と合理性に着眼した作業体系、環境へ見直し無駄を排除

- (1) 総務担当下業務において現行マニュアル、規定を前提に、作業体系、作業動作の詳細を調査分析し、作業種類における投入人時数を縮減する方向で見直しを検討
- (2) 備品の配置や使いやすさ、収納方法や収納場所等、動作の手数を減らし、導線を縮め、作業効率を高める方向で、事務室整備を検討し実行

■ K P I 一般競争入札に占める一者応札案件の割合【対前年度以下】

支部保険者機能強化予算
(特別予算を医療費の適正化の観点から新たな予算体系に変更)

科目	事業予算計画			
	平成 30 年度		平成 31 年度 (案)	
	事業名称	予算額	事業名称	予算額
I. 医療費 適正化	○かかりつけ医及びジェネリック医薬品使用促進お薬手帳配布事業	302,400	継続	2,103,000
	○残薬管理の周知事業	54,000	○外皮用薬ジェネリック医薬品使正しい使用方法にかかる啓発リーフレット配布事業	158,400
	○若年層ジェネリック医薬品使用促進子ども医療費啓発リーフレット配布事業	108,000	継続	165,000
	—	—	○被保険者証及び限度額適用認定証の適正使用促進ポスター・チラシ配布事業	99,000
医療費適正化経費計		464,400	医療費適正化経費計	2,525,400
II. 広報 意見発信	○健康経営 DVD 普及啓発事業	2,062,800	○健康づくり促進ホームページコンテンツ拡充事業	1,980,000
	○納入告知書に同梱した健康保険事業周知事業	997,920	継続	1,726,500
	—	—	○加入者向けしおりによる健康保険周知事業	198,000

	—	—	○事業所担当者向け解説冊子による健康保険周知	1,598,400
	—	—	○クリアファイルによる健康保険周知事業	176,000
	—	—	○健康保険委員委嘱勸奨事業	48,600
	○リーフレットを使用したかがやき健康宣言事業所拡大事業	311,040	継続	270,000
	—	—	○取組事例集を使用しかがやき健康宣言事業所拡大事業	486,000
	—	—	○取組提案リーフレットを使用したかがやき健康宣言取組支援事業	108,000
	—	—	○リーフレットを使用した健康無関心層のリテラシー開拓事業	32,400
	—	—	○取組パンフレットを使用した健康づくり支援事業	129,600
	—	—	○かがやき健康企業認定事業	108,000
	広報・意見発信経費計	3,371,760	広報・意見発信経費計	6,861,500
Ⅲ. 保健事業	○特定保健指導中間評価時の血液検査	2,721,600	継続	4,212,000

	○特定保健指導事務手続き関係	928,800	継続	1,340,000
	○事業者健診結果データ取得勸奨事業（業者委託）	9,807,000	継続	7,592,800
	○事業者健診結果データ早期提出推進事業	2,835,000	継続	950,000
	○自治体集団健診会場の誘導受診勸奨事業	2,138,400	継続	1,354,320
	○支部主催の集団健診会場へ受診勸奨事業	4,192,000	継続	6,240,760
	○個別医療機関への誘導勸奨事業	885,600	○被扶養者宛電話受診勸奨事業（業者委託）	8,085,000
	保健事業経費計	23,508,400	保健事業経費計	29,774,880
IV. その他 保健事業	○かがやき健康宣言事業所電話勸奨事業（業者委託）	1,200,000	継続	2,750,000
	○事業所向け出前講座提供事業（業者委託）	864,000	継続	2,725,000
	○ウォーキング大会の共催	300,000	継続	300,000
	○糖尿病性腎症透析導入延期事業	2,106,000	○要治療者の受診勸奨事業	64,800

	○簡易歯科検査による受診勧奨事業	815,400	継続	830,500
	—	—	○筋力向上サポートによるメタボ予防事業	657,000
	その他保健事業経費計	5,285,400	その他保健事業経費計	7,327,300
	事業経費合計	32,629,960	事業経費合計	46,489,080